

論文審査の結果の要旨

田上智宜「四大族群と新移民—多文化主義による台湾の社会統合」

審査会：2015年7月3日(金)

審査委員 田原史起(主査), 谷垣真理子, 松田康博, 若林正文(早稲田大学政治経済学術院), 中井和夫(東京大学名誉教授)

[要旨]

本論文は、現代台湾における社会統合理念である多文化主義が、いわゆる「新移民」の出現を受けてどのように転換してきたのかを明らかにしたものである。

台湾のエスニシティをめぐる現在の研究状況は、①1990年代からの四大族群(原住民族, 閩南人, 客家人, 外省人)に関する問題と、②2000年代より顕著になってきた婚姻移民や外国人労働者などの「新移民」に関する問題が、それぞれ別個に、独立して研究されている現状にある。こうした状況に一石を投じ、四大族群研究と新移民研究を統合しつつ、2000年代以降、新しい共同体としての台湾像を「新移民包摂的多文化主義」という新概念のもとに捉えなおしたのが本論文である。

本論文は序章と終章を除き5つの章で構成され、分量はA4版で163頁である。以下、各章ごとの内容を要約したうえで、審査結果について述べたい。

まず序論では、上述したような問題意識が提示されたうえで、台湾の概要および現在の新移民の量的な実態が、婚姻移民と外国人就労者のそれぞれにつき、統計データなどを用いて提示される。つづく第1章「族群多文化主義の形成」では、新移民が出現する以前の台湾における統合理念、つまり四大族群論を基礎とした「族群多文化主義」が、いかなる歴史的経緯の下で形成され、どのような多文化主義政策が実施されるようになったのかが論じられる。族群多文化主義は、民主化が進み、それまでのような強烈的な中国ナショナリズムのイデオロギーによって国民統合を進めることが難しくなってきた1990年代、それに代わる統合理念として導入された。四大族群の多元的平等を理想とする族群多文化主義政策は、とりわけ①原住民族や客家人の文化保護などを目的とした政策を推進するため、族群に関連した法律や行政機関を整備し、エスニック・メディアを設立してこれを運営したこと、また②原住民族に関しては社会経済的地位の改善のために、様々な形で積極的格差是正措置を採ったこと、③母語教育や歴史地理教育などにおいて族群の言語や文化が持ち込まれるようになった、などの諸点が1990年代以降の大きな変化として指摘されている。

続く第2章から第4章までは、新移民を受け入れた側のホスト社会の対応に着眼し、市民権制度、移民政策、多文化主義言説の三つの側面から分析している。まず第2章「中華

民国市民権の台湾化」では、新移民の受け入れをめぐる新たに構築することになった市民権制度について考察している。中でも重要な意味を持つのは、大陸籍配偶者の受け入れであった。中華民国法体系においては中国大陸側もその領土に含まれており、彼女らは潜在的には国民として扱われる。ここから、外国人との区別に用いられる国籍ではなく「戸籍の有無」を基準とすることで台湾側の住民と中国大陸側の住民とを市民権制度の上で区別した。こうして中華民国市民権は「台湾化」し、その制度は1949年以降の統治の現実を反映したものとなったとされる。また、後に実施されるようになった市民権テストの内容から、新移民に対してホスト社会が提示しようとしている国家像・社会像について分析した結果、そこには「国家としての中華民国、領域としての台湾」という台湾社会の自己イメージが反映されていることが明らかとなっている。

第3章では、新移民の受け入れや定住に向けての政策的対応に焦点を当て、新移民政策が多文化主義的社会統合を目指すものへと変遷していく過程について論じている。ここで主たる知見は、第一に、外国人労働者や大陸籍配偶者の受け入れ政策が、「個人化された移民の受け入れ」、すなわち個人として移民を受け入れることで、生物学的に再生産可能なエスニック集団が新たに出現することのない構造を維持するものだったというものである。第二に、新移民の包摂と排除が問題となった2000年代には、ナショナリズムと関係する政治が観察されたことである。すなわち、①外国人労働者に関しては、民進党政権・国民党政権に関わらず、ナショナリズムが刺激される出来事が起こると、労働者の受け入れ凍結などを外交カードとして利用してきた。他方で、②大陸籍配偶者の処遇をめぐることは、ナショナリズム政党制に基づく民進党と国民党の政治対立の中で、定住資格取得までのプロセスや就労権などの問題が論争となったことである。第三に、現在では一部の学校で新移民子女への母語教育が始められるなど、新移民（及びその子女）を単に社会経済的に包摂するだけでなく、多様な文化的背景を持つ個人として台湾社会に統合する取り組みが進められている。

第4章「新移民包摂的多文化主義の構想」では、新移民が出現する前と後における多文化主義をめぐる市民社会の言説の変化に焦点を当て、族群多文化主義から新移民包摂的な多文化主義への移行過程を分析している。主たる知見として、第一に、新移民が増加してくる2000年代以降の新移民研究者の言説では、経済的ヒエラルキーの問題に従来の多文化主義が十分に対処しなかったという観点において、従来の左派中国ナショナリストのものと共闘関係にあるが、台湾ナショナリズムを完全に否定するのではなく、公民的ナショナリズムに基づいたリベラルな多文化主義を支持する点において主流の多文化主義言説に接近するとされる。第二に、左派中国ナショナリストの言説をみても、集団としての歴史を持たない新移民の社会経済的地位が問題として共有されることで、ナショナル・アイデンティティや族群の歴史などの話題によって深刻な対立が引き起こされにくくなっているとされる。その結果、多文化主義言説における対話の空間が拡大し、よりリベラルな色彩の強い新移民包摂的多文化主義が構想されるようになったという。

つづく第5章「エスニシティの象徴化：客家基本法の分析から」では、既存の四大族群自身も変容していることについて、客家人のエスニシティを例として検証している。1980年代後半に起こった客家運動は、客家語が若年層に継承されていないという危機感の下で、アイデンティティの承認や文化的権利、特に言語に関する権利を主張するものであった。しかし2010年に制定された客家基本法では、客家人の定義に言語能力が含まれることはなかった。このような定義が採用されたこと背景には、若年層における客家語の衰退が相当程度、進んでいる現実がある。客家基本法はそのような人たちも客家文化政策の範疇に含めることで、彼らが客家人としてのエスニシティを象徴的資源として選択的に利用することを推奨するものだ、と本稿は指摘する。

終章において、著者は論文の大きな二つの問いに答えている。第一に、族群多文化主義から新移民包摂型多文化主義への転換はいかにして達成されたのかについては、多文化主義の展開過程で、文化の主体として集団よりも個人が主軸になった、という変化が重要であると指摘する。これは新移民の側のみならず、台湾ホスト社会の側にも当てはまるという点がポイントである。第二に、新移民の出現は台湾の社会統合にとりどのような意味を持ったかについては、台湾がもともと国民国家形成途上の不安定な共同体であったがゆえに、新移民は脅威として認識されることがなかったばかりか、逆に社会統合を強化する役割を果たしていたとする。

以上が本論文の概要であるが、そのメリットとしては以下の三点を指摘できる。

第一に、四大族群論と新移民論という二つの問題領域を統合し、多文化主義理論の展望の下に統一的に論じきった点である。従来、学界であれ政策当局であれ、両者はそれぞれ独立して別個に研究がなされてきた。そうした中で本論文の貢献は、2000年代以降、旧来からの四大族群、新移民の双方について、それぞれの文脈で「個人化された多文化主義」へのベクトルが働いていたことを発見し、さらにそうした事態こそが、「族群多文化主義」から「新移民包摂的多文化主義」への移行をスムーズにしていた、という指摘にある。今後も引き続き学界の関心を集めるだろう台湾のエスニック状況を理解する上での一つの有効な視座を、本論文は提供したといえる。

第二に、上記の知見を導く際に創造・適用された、いくつかの概念の有効性である。例えば「族群多文化主義」と「新移民包摂的多文化主義」の対置、あるいは「中華民国市民権の台湾化」、そして多文化主義の「個人化」や、そのサブ概念である四大族群における「エスニシティの象徴化」などの用語は、本論文のメリットの最たるものである。とりわけエスニシティの「個人化」概念の考案により、本論文は独り台湾社会研究のみならず、欧米起源の多文化主義研究にも理論的なフィードバックを行いうる貢献となっている。

第三に、台湾社会研究における新しい問題領域の発見・提起である。本論文で用いられた資料・データは取り立てて目新しいものではないが、著者はそれらを独自の仕方駆使して、従来、あまり論じられてこなかった問題を浮き上がらせた。例えば、第2章の大陸籍配偶者の市民権の問題、第4章の新移民をめぐる多文化主義言説の問題、そして第5章

の客家人の定義をめぐる議論などは、いずれも従来、あまり注目を集めてこなかった個別の論点である。

以上のようなメリットの反面、審査員からはいくつかの疑問も提出された。第一に、「中国」と「台湾」、「社会統合」と「国民統合」など、いくつかの用語法における詰め甘さである。厳密な定義を行わないまま、これらの用語を使用した個所が散見される。第二に、本論文の目的が新移民自体の直接的な動態に迫ることにはないとしても、新移民そのものの生活実態に関するデータがやや少なく、問題の背景を生き生きと捉えるうえではまだ物足りない印象を与えることである。第三に、上記にも関連して、本論文は新移民をその主たる構成者である東南アジア系と中国大陸系の両グループのみで比較的シンプルにとらえている一方で、近年、拡大しつつある帰国華僑・華人、あるいは香港、マカオ、シンガポール、モンゴルなどを含めた人的交流がもちうる意味を見逃しているのではないかとの指摘もあった。

ただし、以上の不足の一部は、本研究で採用された基本的なアプローチに起因するものであるともいえ、それらは決して本論文が多文化主義研究・台湾社会研究にもたらす理論的貢献を打ち消すものではない。以上を総合的に判断し、審査委員会は本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。